

令和7年 第1回

交野市文化財審査委員会 会議録

交野市教育委員会

令和7年第1回交野市文化財審査委員会議事録

1. 日 時 令和7年1月27日（月）午前9時55分～午前11時25分
2. 場 所 交野市私部2丁目29番1号 交野市立青年の家206号室
3. 委員数 5名
4. 出席委員 中井均・橋寺知子・若林邦彦
5. 欠席委員 村田路人・礪波恵昭
6. 事務局 西岡部長・本多次長・真鍋課長・吉田係長
7. 議事案件 報告第1号 交野市指定文化財の指定等基準について

議案第1号 交野市指定文化財（無形文化財「吉向焼」）の指定
について（諮問）

会長

定刻となりましたので、只今から令和7年第1回交野市文化財審査委員会を開催させていただきます。それでは生涯学習推進部から挨拶をお願いしたいと思います。

事務局

(挨拶)

会長

それでは議事に入ります前に、事務局、本日の委員の出席状況を報告ください。なお、本日は委員会を11時30分までとしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

事務局

審査委員会委員数5名中、本日の出席委員は3名で、交野市文化財保護条例施行規則第20条第2項の規定により定足数に達し、本委員会が成立していることを報告します。

会長

有難うございます。また本日は、吉向焼という無形文化財の審査ということですが、我々審査委員会委員の中に焼物を専門とする委員がありません。そこで、ワザパーとして、立命館大学から木立先生にお越しいただいております。先生には専門的な見地から、審査委員会でのご意見をお願いしたいと思います。

会長

次に、本日の委員会でございますが、交野市会議の公開に関する指針に基づき、公開したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

会長

次に、本日の委員会でございますが、交野市会議の公開に関する指針に基づき、公開したいと思いますが、本日、傍聴希望がございませんので、このまま審査委員会を続けたいと思います。

会長

本日、木立先生が大学に昼までに戻る必要があるとのことなので、先に説明をお願いしたいと思います。

木立教授

(パワーポイントを使用した吉向窯の説明)

会長

木立先生、有難うございます。なにか質問ありますか？

委員

日頃は公開とはどんな。日頃から公開しているということでしょうか？

木立教授

体験学習など公開に積極的です。楽家でも一般公開はありますが、楽茶碗をもつぐらいで、窯の中には入れません。吉向窯は定期的に行うなど公開に積極的です。有難い窯元です。

委員

普段、操業をみせることが少ないということは、秘伝なのでしょう。窯だけでも秘伝ですね。

木立教授

窯場に加えて作る工程も含めて文化財の価値があります。しかし、操業を全部みせてしまうと技術がわかってしまい売れなくなります。それは楽家も同じ。また技術が変化なく受け継がれることはありません。どうやって受け継いでいくのかということが大事です。吉向焼が江戸時代以来、現代も続いていることが大切で重要なことだと思います。

委員

桶窯と鞆窯を見せてもらいました。一段床をあげています。2つの構造の窯をこのような狭い場所に作る例はあるのでしょうか？

木立教授

普通です。床をあげるのは湿気対策です。楽家も以前は地下式だったが、今は地上式です。一般的です。吉向焼は伝統的な窯は桶窯であり、鞆窯は先代が復元されたもの。桶は伝統的です。以前は登り窯もやっていた。本来は陶磁器全般を登り窯で焼いていたが、現在は陶器だけになっている。陶磁器と楽焼を同時に行うのは全国的にも珍しく京都の伝統です。吉向焼は京都系の窯元ということになる。それが今は大阪の顔をしているといえる。操業を継続していくための工夫だろうと思います。

事務局

次男さんが磁気を佐賀の方で焼いています。

会長

枚方時代も桶窯でやっていたのですか

木立教授

そうです。写真にも残っています。

事務局

写真に登り窯の枚方時代のものもあります。うまくいかなかったと聞いております。

会長

以上でよろしいでしょうか。それでは木立先生お忙しい中ありがとうございました。ご退席ください。

会長

それでは日程第1 報告第1号の「交野市指定文化財の指定等基準について」の報告と、関連がありますので日程第2 議案第1号の「交野市指定文化財（無形文化財「吉向焼」）の指定について」を議題とします。事務局から説明願います。

事務局

（説 明）

会長

昨年4月の第1回文化財審査委員会の際に、交野市の指定文化財とする審査基準の作成をお願いし、早々に作成いただきまして有難うございます。さて、このことについてご質問ありますか。

委員

副会長の2番目の指摘と関係しますが、申請書は無形文化財として吉向焼、個人として吉向孝造氏をとということですが、無形文化財としてはお一人ということでしょうか。また、窯そのものも対象とするのでしょうか。

事務局

指定基準の3ページ目をごらんいただければと思います。国を参考にしまして、息子さんが10世を継がれた場合にはそちらを検討したいと思ひますし、技術がそこまでに達しておれば、またこの委員会に諮りたいと思ひます。そのようにして守っていきたくと思ひます。

委員

無形としては吉向焼、保持者として9世の吉向孝造氏ということですが、一覧表にした場合には、どうなりますか。

事務局

文化庁の場合、指定として技術、認定として保持者が記されております。同様に取り扱いたくと思ひます。

委員

窯は認定しない。モノとして指定にあたるものはないのですか。

事務局

モノについては、大阪府が有形文化財として指定があります。そのほか、絵画資料など初代のもも含めて指定をお願いしたいと思ひます。まだ調書がおいひついていませぬので今後追加したいと思ひます。

中井委員

指定基準の2交野市指定無形文化財(2)工芸技術と(3)無形文化財の保持者又は保存団体の2つの指定になるのですか。

事務局

そう考えております。

会長

それならば申請書を2つ出さないといけないのではないのでしょうか。技術で1通、保持者で1通。

事務局

指定書についてはそのように考えています。保持者が亡くなればそちらについては消滅する取り扱いをさせていただきます。

会長

別紙の2の申請は吉向焼だけをもらっている。これはどうなるのですか。申請書が2通となるのでしょうか。

事務局

別紙2の申請書で事足りると考えております。

会長

指定書を2通出すのならば申請も2通必要になるのではないのでしょうか。1通は吉向焼の桶窯、もう1通は吉向孝造氏ではないのでしょうか。

委員

私もそこで1件なのか、2件なのかを尋ねたところです。

会長

副会長のご指摘のとおりと考えます。一緒にするのならば「吉向焼及び吉向孝造」などとなるのではないのでしょうか。孝造氏が亡くなった場合、吉向焼指定そのものがなくなってしまうのではないのでしょうか。

事務局

申請書のあり方について、確認します。

会長

いずれにしても市として、吉向窯の桶窯と吉向孝造氏を指定したいということですね。

事務局

桶窯ではなく、江戸時代から続く吉向焼の作陶技術とその技術を保持している吉向孝造氏を指定したいということです。

会長

それならば申請書は1通でもいいのかもしれない。技術を指定するとなれば、現在の桶窯をつぶして電気窯にしても、指定は続くという理解でしょうか。

事務局

そうですが、桶窯は江戸時代から続いた技術ですので、それを無くすことは指定理由からはずれるのかと思います。そのようにならないよう、市として守っていきたいと考えております。

委員

あくまでも技術ですね。

事務局

そうです。吉向焼は大阪市十三で生まれ、その後市内を転々とし、枚方に移り交野に来ています。先ほど木立先生からの話にもありましたように私市の桶窯は新しいものです。しかし技術が江戸時代から今日まで続いていますので、その技術を指定したいと考えております。

委員

技術は難しいです。変わっていくものなので。電気窯でも伝統技術の革新の一部だと考えられます。あくまでも無形文化財は人が中心なのかと思います。つまり無形文化財は人を指定することがメインだと思っています。その理解でいいですね。

事務局

最初に技術がベースにあって、それから人やグループが乗ってくると理解しています。

委員

そうですね人もしくはグループですね。

事務局

吉向窯については途中、途切れていない技術が江戸時代以来継承されていることに文化財的価値を見いだしています。委員がご指摘のとおり途中それが電気窯に変わろうとも技術が人によって継承されていることが重要だと考えます。また申請書について大阪府にも確認します。

会長

昭和54年に交野に来た窯場が指定できるかは気にはなるところです。しかし、江戸時代以来の技術が転々としながら、焼き方が今日まで続いているということが大切だろうと思うので、吉向孝造氏に無形文化財として重きを置いたほうがいいでしょう。

委員

項目のあり方どおりで、来歴、陶器製造技術についてももう少し条件を書いた方がいい。もしくは、どのような部分を評価するのかを記した方がいいのではと考えます。

特に「軟質施釉薬陶器製造技法を保持しつつ」というところ、今日、木立先生から説明のあった桶窯や型作りなどの江戸時代からの連続性の説明、項目というより書き方を工夫してはと考えます。

そうすれば次の市指定文化財としての保持者要件も明確になるのでは、緩やかでもいいので示した方がいいと考えます。

会長

今、意見を多く頂戴したので、この申請書のとおりでいくのならば、今話のありました説明の方を検討していただく、もしくは2件別々にしてしまうなど検討ください。

委員

意見は出たので、それで大丈夫なのは、電子的なやりとりをしてはどうでしょうか。可能ならばどうでしょう。また開催するとなれば大変でしょう。

事務局

電子的なやりというものの、条例・規則での規定はありません。通常このような場合には、会長にお任せしてということはありません。

会長

市として今年度指定したいという意向あれば急がないといけないと思います。

事務局

5月からの万博に吉向焼が出展しますので、それまでには指定を行いたいと考えております。可能でしたら指定したいと思います。

会長

そういうことでしたら事務局で練り直し、書面でこのようにしましたということを、メールで送付してください。それで良からうということでしたら、委員長から答申をさせていただこうと思いますが、いかがでしょうか。

委員

指定すること自体に委員会では意義はないので、それでよろしいかと思ひます。

会長

答申については教育長にお渡しします。

諮問についてみなさんにこれからお諮りいただくということでしょうか。

西岡部長

本来では、最初に諮問書をお渡しするところなのですが、諮問書だけは本日お渡ししたいと考えております。その後、内容について変更を加えたということをお願いしたいと思ひます。これから諮問書を会長に、諮問書の写しをその他の委員に配布いたします。

会長

それでは、ただいま教育長から本委員会に諮問をいただいたということになります。これまで審議しましたが、諮問書に添付の申請書等の内容について修正が必要で、それは事務局が今回の審議を受けて修正・加筆し、各委員にメールで送り、確認をとるということをお願いいたします。そして意義がなければ私が教育長に答申するということがよろしいでしょうか。

各委員

意義なし。

会長

それでは日程第1 報告第1号の「交野市指定文化財の指定等基準について」、
日程第2 議案第1号の「交野市指定文化財（無形文化財「吉向焼」）の指定に
ついて」を終わります。

会長

日程3 その他に入ります。事務局から説明願います。

事務局

（説明）

会長

せっかくの機会ですから委員の皆様、ご意見あればどうぞ。また事務局、なに
かあれば発言ください。

各委員

意見なし。

会長

そのほか、ご意見ないようですので、それではこれもちまして令和7年第1
回交野市文化財審査委員会を終了します。